

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所  
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)  
代表者名 取締役社長 鈴木 鐸 志  
(コード番号 5451 東・大の各 1 部)  
問合せ先 経理部長 東川 寛  
(TEL 06 - 6245 - 1113)

## 定款の一部変更のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 107 期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の概要および理由

- (1) 事業再構築の一環として既に統廃合した事業の内容を整理するために、現行定款の第二条(目的)に所要の変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、公告閲覧の利便性向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款の第四条(公告の方法)を変更し、変更案第 5 条(公告方法)としてインターネットを利用した電子公告を採用するものであります。併せてやむを得ない事由によって電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

当会社が設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。

当会社が株式に係る株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株式についての権利に関する規定を定めるため、変更案第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の招集地に関する制限が撤廃されましたので、本店の所在地での開催を明確にするため、変更案第 14 条(招集地)を新設するものであります。

定時株主総会の基準日について変更案第 15 条(定時株主総会の基準日)として新設するものであり、これに伴い、現行定款の第九条(基準日)を削るものであります。

株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするために、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款の第十五条(議決権の代理行使)に所要の変更を行い、変更案第 19 条(議決権の代理行使)とするものであります。

取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

取締役および監査役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって「会社法」に定める範囲内で賠償責任を免除することができる旨ならびに社外取締役および社外監査役の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定として、変更案第 28 条(取締役の責任免除)、同第 34 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、取締役会の決議による取締役の責任免除および社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

機動的な資本政策および配当政策を図ることができるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを規定するため、変更案第 36 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであり、これに伴い、現行定款の第二十七条(利益配当)に所要の変更を行い、また同第二十八条(中間配当)を削るものであります。

- (4) 上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除および修正など、全般に亘って、所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記の変更に伴い、該当条文につき条数等の繰り下げを行うとともに、表現の明確化および文言の整備等を図るため、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

(別紙)

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 二 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p><b>第 一 条</b> 当社は株式会社淀川製鋼所と称す。 英文ではYodogawa Steel Works, Ltd.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第 二 条</b> 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>一、<u>下記物品の製造加工並びに販売。</u></p> <p>1. <u>冷延鋼板、磨帯鋼、めっき鋼板、着色めっき鋼板、プリント鋼板その他各種鋼板</u></p> <p>2. <u>鋳鉄ロール、鋳鋼ロールその他各種ロール</u></p> <p>3. <u>普通鋼・特殊鋼・合金鋼・ステンレス鋼鋼片及び鋳鍛鋼品</u></p> <p>4. <u>住宅用設備機器及び家庭器物並びに建設建築用諸資材</u></p> <p>5. <u>建築珐瑯、耐酸耐熱珐瑯その他珐瑯</u></p> <p>6. <u>その他鉄鋼製品</u></p> <p>二、<u>建設工事の設計及び請負業。</u></p> <p>三、<u>倉庫、梱包及び運送事業。</u></p> <p>四、<u>不動産の売買、賃貸及びこれに附随する事業。</u></p> <p>五、<u>施設栽培及び緑化事業。</u></p> <p>六、<u>前各号に附帯する一切の業務。</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p><b>第 三 条</b> 当社は本店を大阪市に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p><b>第 1 条</b> 当社は、株式会社淀川製鋼所と称し、 英文では、Yodogawa Steel Works, Ltd.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第 2 条</b> 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>下記物品の製造加工ならびに販売。</u></p> <p>___冷延鋼板、磨帯鋼、めっき鋼板、着色めっき鋼板、プリント鋼板その他各種鋼板</p> <p>___鋳鉄ロール、鋳鋼ロールその他各種ロール</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>___住宅用設備機器および家庭器物ならびに建設建築用諸資材</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>___その他鉄鋼製品</p> <p>(2) <u>建設工事の設計および請負業。</u></p> <p>(3) <u>倉庫、梱包および運送事業。</u></p> <p>(4) <u>不動産の売買、賃貸およびこれに附随する事業。</u></p> <p>(5) <u>施設栽培および緑化事業。</u></p> <p>(6) <u>前各号に附帯する一切の事業。</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p><b>第 3 条</b> 当社は、本店を大阪市に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第四条</u> 当社の公告は大阪市において発行する朝日新聞に掲載する。</p> <p>第二章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p><u>第五条</u> 当社の発行する株式の総数は七億五千三百八十一万四千六十七株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第六条</u> 当社は、商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買受けることができる。</p> <p>(一単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第七条</u> 当社は、一千株を以て株式の一単位とする。</p> <p><u>第七条の二</u> 当社は、一単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(機関)</p> <p><u>第 4 条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p><u>第 5 条</u> 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第 6 条</u> 当社の発行可能株式総数は、753,814,067 株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(单元未満株式の買増)</p> <p><b>第八条</b> 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて<u>一单元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><b>第九条</b> 当社は、<u>毎決算期末現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を行使しうる株主を以て、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>前項のほか、必要ある場合には取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><b>第 9 条</b> <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><b>第 10 条</b> 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて<u>单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><b>第十条</b> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株券の種類、株式の取扱)</p> <p><b>第十一条</b> 当社の発行する<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 三 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p><b>第十二条</b> 定時株主総会は<u>毎決算期終了の翌日から三月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><b>第 11 条</b> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><b>第 12 条</b> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p><b>第 13 条</b> 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(招集地)</p> <p><b>第 14 条</b> 当社の株主総会は、<u>大阪市内で開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><b>第 15 条</b> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長)</p> <p><b>第十三条</b> 株主総会の議長は社長これに任じ、社長事故あるときは副社長以下予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><b>第十四条</b> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を以て決する。</p> <p><b>第十四条の二</b> 商法第三百四十三条に定める特別決議は、総株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上を以て決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><b>第十五条</b> 株主は当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>ただし、株主または代理人は委任状を当会社に差し出さなければならない。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><b>第 16 条</b> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><b>第 17 条</b> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><b>第 18 条</b> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><b>第 19 条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 四 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p><b>第<u>十六</u>条</b> 当社の取締役は<u>七</u>名以内とする。 (選任)</p> <p><b>第<u>十七</u>条</b> 取締役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は、総株主の議決権の<u>三分の一</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><b>第<u>十八</u>条</b> 取締役の任期は、<u>就任後一年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 (代表取締役、役付取締役)</p> <p><b>第<u>十九</u>条</b> <u>取締役会の決議を以て</u>代表取締役を定める。 取締役会の決議を以て会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。 (招集者)</p> <p><b>第<u>二十</u>条</b> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長これを招集しその議長</u>となる。 社長事故あるときは、<u>副社長以下予め</u>取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに当る</u>。</p> <p>(招集通知)</p> <p><b>第<u>二十一</u>条</b> 取締役会を招集するには、会日の<u>五日</u>前に各取締役及び各監査役に<u>その通知</u>を発する。ただし緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><b>第 <u>20</u> 条</b> 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (選任方法)</p> <p><b>第 <u>21</u> 条</b> 取締役は、株主総会において選任する。 <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の <u>3分の1</u> 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><b>第 <u>22</u> 条</b> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 (代表取締役および役付取締役)</p> <p><b>第 <u>23</u> 条</b> 取締役会は、<u>その決議によって</u>代表取締役を選定する。 <u>2</u> 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役</u>を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p><b>第 <u>24</u> 条</b> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長</u>となる。 <u>2</u> 取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長</u>となる。 (取締役会の招集通知)</p> <p><b>第 <u>25</u> 条</b> 取締役会<u>の招集通知は、会日の5日</u>前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 五 章 監査役及び監査役会 (員数) 第<u>二十二</u>条 当会社の監査役は四名以内とする。</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第 26 条</u> 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 28 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第 29 条</u> 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p><b>第二十三条</b> 監査役は株主総会において選任する。</p> <p><b>第二十三条の二</b> 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</p> <p><b>第二十三条の三</b> 監査役及び補欠者の選任決議は、総株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</p> <p><b>第二十三条の四</b> 補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p><b>第二十三条の五</b> 補欠者は、法令に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</p> <p>(任期)</p> <p><b>第二十四条</b> 監査役の任期は、就任後四年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(招集通知)</p> <p><b>第二十五条</b> 監査役会を招集するには、会日の五日前に各監査役にその通知を発する。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p><b>第 30 条</b> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(削除)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p><b>第 31 条</b> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><b>第 32 条</b> 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><b>第 33 条</b> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 六 章 計 算 (営業年度及び決算期)</p> <p><b>第二十六条</b> 当社の営業年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとし、三月三十一日を以て決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(利益配当)</p> <p><b>第二十七条</b> 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の実任免除)</p> <p><b>第 34 条</b> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 (事業年度)</p> <p><b>第 35 条</b> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><b>第 36 条</b> 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p><b>第 37 条</b> 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第二十八条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年九月三十日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当として、金銭の分配をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第二十九条</u> 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満三年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2 未払いの配当金には利息を付さないものとする。</u></p>